

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令案等」に関する意見募集の結果について

2024年1月31日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

1. 概要

デジタル庁では、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令案等」の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

- ・ 募集期間：2023年11月13日（月）から同年12月12日（火）まで
（行政手続法に基づく手続）
- ・ 提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームにて御意見を受付

2. お寄せ頂いた御意見

6件

3. 御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要と御意見に対するデジタル庁の考え方は、別紙1のとおりです。なお、御意見の内容により整理又は要約しております。

4. その他

本件は、本日公布され、2024年4月1日（月）から施行されることとなります。なお、別紙2の一部、別紙4については、行政手続法第4条第4項第7号に該当するため、同法に定める意見公募手続を実施していません。